

# 第3次桜川市行財政改革大綱



平成 28 年 5 月制定

茨城県 桜川市

# 目 次

## 第1章 第2次行財政改革大綱の取組みと成果

- 1 実施計画の達成状況と成果 .....1
  - (1) 行財政改革の達成状況
  - (2) 行財政改革実施計画(集中改革プラン)の財政効果
- 2 本市の現状と今後予想される環境の変化 .....2
  - (1) 市の人口の現状と将来推計
  - (2) 財政の現状と財政運営における今後の課題

## 第2章 第3次行財政改革大綱の基本方針

- 1 第3次行財政改革大綱の位置づけ .....5
- 2 第3次行財政改革大綱の基本方針 .....5
- 3 行財政改革の推進体制 .....5
  - (1) 推進期間
  - (2) 推進体制
  - (3) 実施計画の策定
  - (4) 実施状況の公表

## 第3章 行財政改革の主要事項

- 1 計画的な財政改革の推進 .....6
- 2 市民サービス改革の推進 .....6
- 3 効率的な財産改革の推進 .....7
- 4 職員改革の推進 .....7

## ※ 参 考

- 桜川市行財政改革推進体制 .....8

## 第1章 第2次行財政改革大綱の取組みと成果

本市では、行財政改革の計画期間を平成23年から平成27年の5カ年とする「第2次桜川市行財政改革大綱」及び「第2次桜川市行財政改革実施計画(集中改革プラン)」を策定し、組織を挙げて行政運営の効率化、財政構造の健全化に向けて取り組んできました。

第2次行財政改革大綱の基本目標としては(1)計画的・効率的な自治体運営の推進、(2)行政サービスの向上、(3)健全な財政運営の推進、(4)市民協働のまちづくりの推進、の4項目を掲げて推進してきました。

### 1 実施計画の達成状況と成果

#### (1) 行財政改革の達成状況

第2次桜川市行財政改革大綱で掲げた推進目標を実効性のある形で実現していくために、第2次桜川市行財政改革実施計画(集中改革プラン)を策定し、5カ年計画により59件の推進事項を掲げ実施しました。具体的な取組結果としては、実施済10件、継続実施31件、一部実施15件、検討中3件、未着手0件となりました。

また、職員の定員適正化について第1次定員適正化計画では、平成17年度の職員数496人を基準に、平成22年度までに41人(8.3%)を削減し455人以内にするのが目標でしたが、目標数を上回る56人(11.3%)を削減し440人になりました。その後、第2次定員適正化計画において平成23年4月1日現在の職員数436人を基準として、平成27年4月1日までに46人(10.6%)を削減し390人を目標としました。実績としては26年度当初において381人(55人減、削減率12.6%)、27年度当初においても同数であり、目標人数を上回っている状況です。

#### (2) 行財政改革実施計画(集中改革プラン)の財政効果

第2次桜川市行財政改革実施計画(集中改革プラン)における財政効果額はトータル3億1,397万円で、年度別にみると平成23年度2,843万円、平成24年度7,953万円、平成25年度9,342万円、平成26年度9,860万円、平成27年度1,399万円となっている。取組項目ごとでは、計画的・効率的な自治体運営の推進で2億7,200万円、健全な財政運営の推進で4,097万円、市民協働のまちづくりの推進で10万円、地方公営企業等関係で90万円となっている。中でも計画的・効率的な自治体運営の推進項目の中の、「定員管理の適正化」における人件費削減額の占める割合が大きくなっている。これは定員管理適正化計画に基づいて、採用人数を前年度退職者数のおよそ50%に抑えたことによる人件費の削減額となっている。そのほか「事務事業の効率化」や「未利用財産の活用と処分」「事務事業経費の削減」等も削減効果が大きくなっている項目です。

## 2 本市の現状と今後予測される環境の変化

### (1) 市の人口の現状と将来推計

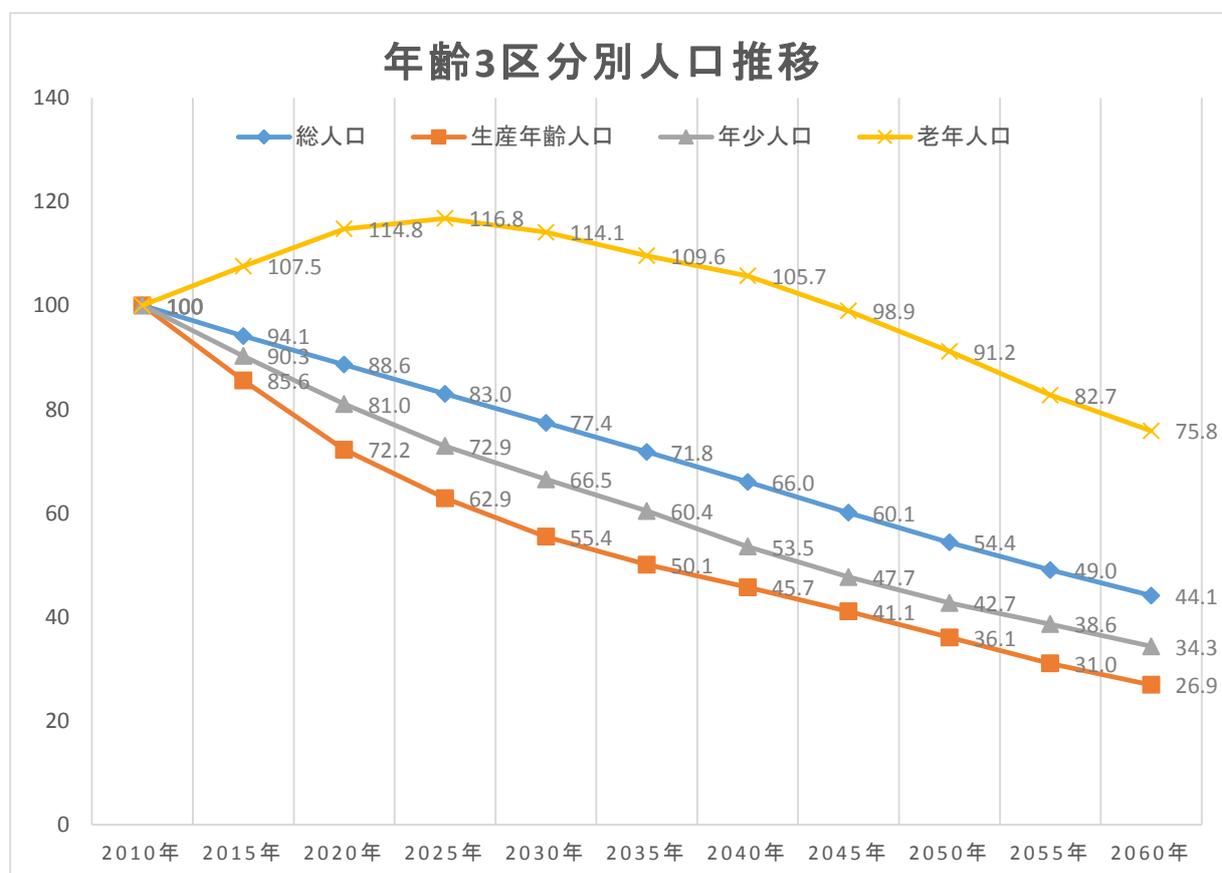
#### ①人口の現状

桜川市が誕生した平成17年10月1日現在の人口は48,400人で、世帯数は13,617世帯でした。これが、平成26年10月1日現在では43,190人、13,816世帯となっており、この間、5,210人の減、199世帯の増となりました。

また、平成17年の人口構成は、14歳以下の年少人口が6,788人で14.0%、15歳から64歳の生産年齢人口が30,082人の62.2%、65歳以上の老年人口が11,527人で23.8%でしたが、平成26年の人口構成は、年少人口が5,133人の11.9%、生産年齢人口が25,615人の59.3%、そして老年人口が12,429人の28.8%と少子高齢化の動きが顕著となってきています。

#### ②人口の将来推計

桜川市における総人口推計は、全国の移動率が今後一定程度縮小すると仮定した推計(社人研推計準拠)によると2040年にはおよそ30,150人となり、2010年の45,673人と比較すると15,523人の減少となる。これを年齢3区分別人口(年少人口、生産年齢人口、老年人口)で見ると、生産年齢人口はおよそ15,100人、年少人口はおよそ2,650人と推計され、2010年に比べ生産年齢人口と年少人口は約半数になると予想される。これに対比して老年人口は2025年をピークに若干ずつ減少するものの、2040年にはおよそ12,400人と予想され2010年に比べて105.7%となる。これらの将来推計から全体的な人口減少と、高齢人口割合の上昇が予想されています。



## (2) 財政の現状と財政運営における今後の課題

### ①財政の現状

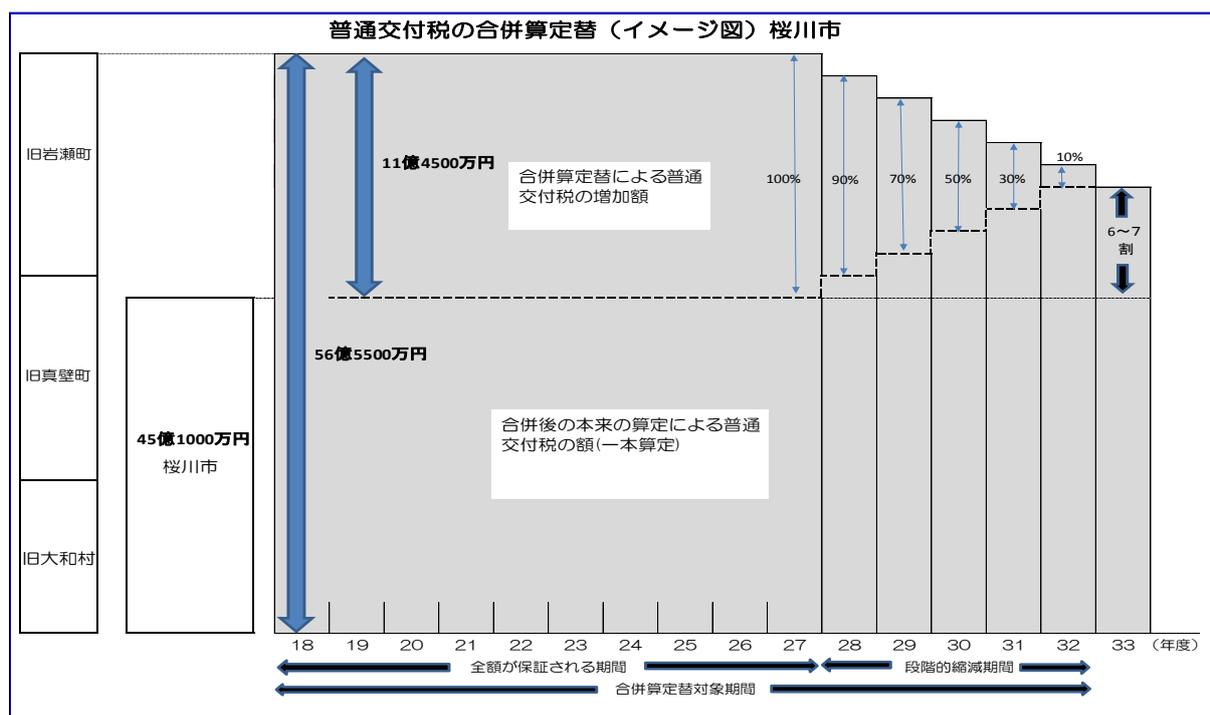
平成26年度一般会計及び特別会計の総決算額は、歳入総額299億769万円、歳出総額271億7,218万円となりました。内訳として、一般会計歳入が185億3,606万円、歳出が164億1,228万円で、前年度と比較すると歳入は3億7,349万円の減、歳出は4億5,035万円の減となっており、特別会計の総額は、歳入が113億7,163万円、歳出は107億5,989万円で、前年度と比較すると歳入は4,917万円の減、歳出は1億8,464万円の減となっています。

### ②普通交付税について

普通交付税の合併算定替えは、合併年度とこれに続く10年間(平成27年度まで)は、桜川市1市として算定(以下「一本算定」という。)した額が、旧2町1村が存続したと仮定した場合に算定される額の合計額を下回らないように配慮され、この措置はさらにその後5年間(平成32年度まで)で段階的に縮減されることになっています。

平成26年度の普通交付税は、一本算定が45億1,000万円、合併算定替による措置額が11億4,500万円であり、合わせて56億5,500万円が交付されました。

合併算定替の措置が終了する平成33年度には、この加算額(11億4,500万円)すべてが減額になる見込みでしたが、国では合併による行政区域の広域化などの実態を踏まえ、平成26年度から普通交付税の算定方法を見直し、支所に要する経費等が加算されることになりました。この見直しにより減額されるはずだった11億4,500万円の約6割～7割となる6億円～8億円が還元される見込みとなり、平成33年度の普通交付税は51億円～53億円(平成26年度からは3億5,000万円～5億5,000万円の減)と想定されますが、人口の将来推計に見られるような人口減少による税収の落ち込みも予測され、今後、実施予定の事業費を考慮すると、引き続き行財政改革の実施が必要と思われる。

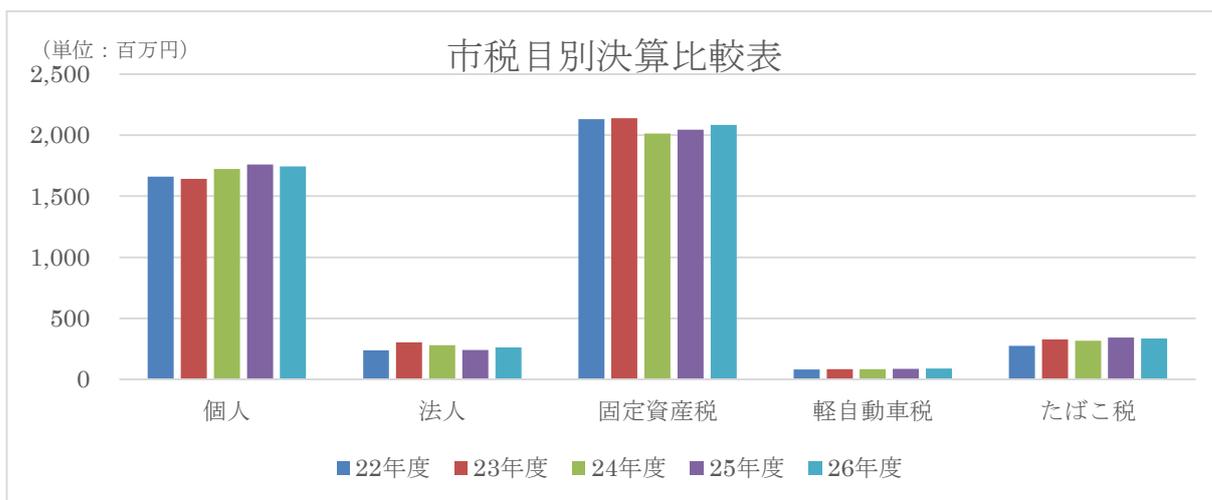


### ③市税について

平成26年度一般会計歳入決算額を自主財源と依存財源の構成別で見ると、自主財源の割合は40.0%で前年度39.0%に比べ1.0ポイント(増減率0.5%)の増加となっている。

そのうち市税は4,514,447,812円で歳入全体の24.4%を占め、前年度に対する増減率は0.9%の増加となっている。内訳として法人市民税262,469,600円は前年度比9.11%の増加、個人市民税は1,744,499,403円で前年度比0.92%の減少、固定資産税は2,084,488,463円で前年度比1.94%の増加、軽自動車税は88,922,470円で前年度比2.64%の増加、たばこ税は334,067,876円で前年度比2.71%の減少となっている。

平成22年度から5年間の税目別比較については下表のとおり。



### ④市債残高について

平成22年度から26年度における市債残高は260～270億円で推移しています。

なお、実質公債費比率(自治体の収入に対する負債返済の割合。18%以上だと、新たな借金をするために国の許可が必要。25%以上だと借金を制限される)は、平成24年度が11.2%、平成25年度が10.3%、平成26年度が9.2%と徐々に改善しています。

今後は、合併特例債事業が続く見込みであるため市債残高は増える見込みですが、交付税措置のある借入を行うことにより実質公債費比率が上昇しないよう留意していきます。

#### 市債残高の推移

(単位：千円)

年度		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
区分						
一般会計		15,698,351	15,555,302	15,673,586	15,943,101	15,899,412
企業 会 計	水道事業	2,883,538	2,753,448	2,625,494	2,419,105	2,384,928
	公共下水道事業	5,833,857	5,821,031	5,777,370	5,608,415	5,430,049
	農業集落排水事業	2,713,993	2,588,351	2,457,856	2,322,537	2,182,659
	市設置型浄化槽整備事業	179,800	208,100	244,577	276,652	272,799
合計		27,309,539	26,926,232	26,778,883	26,569,810	26,169,847

## **第2章 第3次行財政改革大綱基本方針**

### **1 行財政改革大綱の位置づけ**

本大綱は桜川市の最上位計画である「総合計画」を下支えし、計画に掲げた施策等を着実に推進するため、身の丈に応じた強固な行財政基盤を構築するための方向性を示すものです。

今回、第3次行財政改革大綱及び次期行財政改革実施計画の検討にあたり、合併優遇措置の終了や、少子高齢化、公共施設の老朽化問題へ対応するために、その財源対策が急務となることから、引き続き行財政改革として策定するものです。

### **2 行財政改革大綱の基本目標**

合併により誕生した桜川市は、行財政改革大綱をもとに行財政改革実施計画に従って、計画的・効率的な自治体運営の推進、行政サービスの向上、計画的な財政運営の推進を中心として、職員の定員管理(削減)、事務事業の見直し、組織機構の統廃合や外部委託といった行財政運営の簡素化・合理化に取り組み、新たな行政システムの構築を進めてきました。

今後、これまでの取組みをさらに充実させるとともに、合併優遇措置の終了をはじめ、公共施設の老朽化や超高齢社会の進展等の新たな課題に適切に対処するため、歳入・歳出全般にわたる抜本的見直しや、真に必要な事業への選択を進めることにより、持続的に必要な行政サービスが継続して提供できる行財政基盤を確立します。

### **3 行財政改革大綱の推進体制**

#### **(1) 推進期間**

本大綱の推進期間は、平成28年度から33年度までの6年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や、国を含めた他の計画との整合を図る等、3年を基準に変更の必要が生じた場合は、推進期間内での見直しを行います。

#### **(2) 推進体制**

本大綱の推進にあたっては、市長を本部長とした行財政改革推進本部が中心となり、幹事会と行革推進部会において全庁体制の下に、この改革を着実に推進します。

一方、各関係機関及び公募による市民の方々の参加と協力を得ながら、改革を推進するため行財政改革推進委員会を設置し、各方面からの意見を拝聴しながら改革を推進します。

#### **(3) 実施計画の策定**

行財政改革を計画的に推進するとともに、より高い実効性を確保するため、各年度の取組内容等を具体的に示した桜川市行財政改革実施計画を策定し、計画策定(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action)のサイクルに基づき、進行管理を実施します。計画策定にあたっては具体的な取組内容やスケジュールを定め、目標設定の数値化に努めます。

## **(4) 実施状況の公表**

行財政改革の実施状況については、広報「さくらがわ」やホームページ等を通じて市民に公表し、改革の進行状況の監視と推進の支援を図り、市民の理解と協力のもとで行財政改革を勧めます。

## **第3章 行財政改革の主要事項**

本大綱では、先行した第2次行財政改革大綱に掲げた全ての項目を点検し、必要な是正措置を講じるとともに、現下の社会経済情勢の変化や地方分権の進展、市民ニーズの高度化・多様化等に対応する分権自治体改革の視点に立った行政経営への転換を目指す計画として位置づけ、改革の方向性として次の4つの改革を改革の柱として設定し、取組の具体化を図ります。

### **1 計画的な財政・財務改革の推進**

#### **(1) 計画的な財政運営の推進**

限られた自主財源を効果的に活用するため、各種補助制度等を取り入れながら、緊急性・必要性を考慮し、更には行政評価システムを活用して重点的・効果的な予算編成を行い、計画的な財政運営に努めます。

#### **(2) 財源確保対策の推進**

税収等の確保にあたっては、課税客体の適正な把握に努めるほか、市税等の滞納が納税者間の不公平感を生じさせないよう、負担の公正性の観点から滞納整理を着実に実施します。また、その他の使用料等についても、受益者負担の公平性や徴収率の向上に努めるなど、自主財源の確保に努めます。

### **2 市民サービス改革の推進**

#### **(1) 行政サービス改革**

複雑・多様化する市民ニーズに適切かつ迅速に対応するため、市民にとって必要なサービスを改めて問い直し、財政の健全化とのバランスを考慮しながら、見直しを実施し、ICT(情報通信技術)の活用による市民サービスや、適時適正な情報提供など、市民に便利な行政システムを創出していくとともに、事務の効率化を図ります。

また、行政サービスにおいて市が直接実施する必要があるか否かを総合的に検討する中で、委託が可能と考えられる事務事業については委託に向けた積極的な対応を図ります。

#### **(2) 効率的な事務事業の推進**

事務事業については、これまでの慣例にとらわれることなく、行政が担うべき役割か否かの視点を持って、必要性・有効性・効率性・優先度などを見極め、行政評価システムの更なる充実をはじめとして、事務事業の見直しを進めます。

### **(3) 協働のまちづくりの推進**

複雑・多様化する市民ニーズや地域課題に着実に対応するためには、行政の力だけではなく、個人や地域団体、NPO、民間企業等が持つ多様な市民の力を生かしながら、市民と行政がともにまちづくりを進めていくことが必要であり、市民との情報共有を図るとともに、市民やNPO、ボランティア団体等の市政への参画を推進します。

## **3 効率的な財産改革の推進**

### **(1) 公共施設の適正配置**

当市においては、合併時にあった公共施設がそのまま引き継がれ、類似のサービスを提供する施設が多数存在している状況である。今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設の設置状況や設置目的、利用者数、稼働率、維持管理費、老朽化の現状を施設ごとに分析し、公共施設の再配置計画を策定し、施設の統廃合を含め、適正配置に向けた見直しを進めます。

また、今後の少子化の進行に伴う学校・幼稚園などの教育関連施設、認定こども園などの福祉施設等のこれからの在り方についても検討を進めていきます。

### **(2) 市有財産の有効活用と適正管理**

市が保有している土地や建物等の資産について、ファシリティマネジメント<sup>(注1)</sup>の考え方にに基づき、情報の正確な把握と適正な管理に努めます。また、低利用や未利用の市有財産は、売却や貸付をはじめ、創意と工夫による有効活用の取組みを推進することにより、自主財源の確保に努めます。(注1: 経営的な視点から総合的に企画・管理・活用する経営管理活用)

## **4 職員・組織改革の推進**

### **(1) 組織体制の構築**

地方分権が進み行政事務量が増加していく中で、市民の要望に迅速に対応できる組織を常に意識し検討していきます。また、必要な組織機構の再編や整備を随時進めます。

職員の定員管理については、定員適正化計画をもとに組織機構と職員配置により適正な定員管理を行います。

公務員制度改革の動向などを踏まえながら、成果主義や能力主義に基づいた職員の能力を公平に評価できる仕組みづくりを構築していきます。

### **(2) 職員の意識改革と資質向上**

厳しい財政状況を踏まえた人件費の抑制により職員数が減少する中、国や県からの権限移譲に伴う事務量の増加や複雑・多様化する市民ニーズに的確に応えるためには、戦略的な人材育成が必要となります。そのため、職員研修制度を充実させ職員の能力を最大限に引き出すことで、組織力を強化させる仕組みを構築し、職員研修と人事管理が連携した戦略的な人材育成制度を確立します。

## 桜川市行財政改革推進体制

### 行財政改革推進本部

**本部長**：市長

**副本部長**：副市長、教育長

**本部長**：市長公室長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、経済部長、建設部長、教育部長、上下水道部長、議会事務局長、会計管理者

#### 所掌事項

- (1) 行財政改革大綱の策定
- (2) 行財政改革実施計画の策定・推進
- (3) 指定管理者の審査・選定
- (4) その他重要事項の総合調整

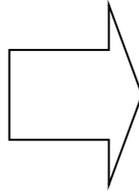
### 行財政改革推進委員会

委員20人以内

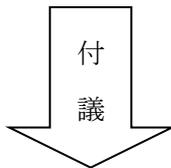
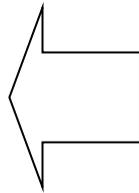
- (1) 区長
- (2) 商工団体
- (3) 女性団体
- (4) 議会
- (5) 知識経験者
- (6) 市民公募に応じた者

#### 所掌事項

- (1) 行財政改革大綱の策定
- (2) 行財政改革の進行管理
- (3) その他必要と認める事項



意見を  
反映



### 行革推進部会

#### 9部会

市長公室部会、総務部会、市民生活部会、保健福祉部会、経済部会、建設部会、上下水道部会、教育委員会部会、議会事務局部会

**部会長**：本部長

**部員**：部会長が職員を指名又は公募をもって充てる。

#### 所掌事項

- (1) 各部等の実施計画の手法・目標設定
- (2) 各部等の実施計画の活動計画・実施
- (3) その他必要と認める事項

### 幹事会

**幹事長**：総務部長

**副幹事長**：市長公室長

**幹事**：総務課長

財政課長

企画課長

職員課長

総合戦略室長

#### 所掌事項

- ・部会間の調整
- ・各部会の改革すべき事項の取りまとめ

